

# ○山鹿市水道事業給水条例

平成17年1月15日

条例第204号

改正 平成20年12月17日条例第49号

平成23年3月18日条例第6号

平成26年3月24日条例第18号

平成31年3月18日条例第26号

令和元年12月25日条例第23号

令和元年12月25日条例第24号

## 目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 給水装置の工事及び費用（第5条—第13条）

第3章 給水（第14条—第25条）

第4章 料金及び手数料（第26条—第35条）

第5章 管理（第36条—第39条）

第6章 貯水槽水道（第40条・第41条）

第7章 補則（第42条）

第8章 罰則（第43条）

## 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、山鹿市水道事業（以下「水道事業」という。）の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持するため、必要な事項を定めるものとする。

（平23条例6・一部改正）

（給水区域）

第2条 水道事業の給水区域は、山鹿市水道事業の設置等に関する条例（平成17年山鹿市条例第201号）第2条第2項に規定する区域とする。

（平23条例6・一部改正）

（給水装置の定義）

第3条 この条例において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

（給水装置の種類）

第4条 給水装置の種類は、次のとおりとする。

(1) 専用給水装置 1世帯又は1事業所で1個の水道メーター（以下「メーター」という。）により専用するもの

(2) 共用給水装置 2世帯又は2事業所以上で1個のメーターを共用するもの

(3) 私設消火栓 消防用に使用するもの

（平20条例49・平23条例6・一部改正）

## 第2章 給水装置の工事及び費用

### (給水装置の新設等の申込み)

第5条 給水装置の新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去工事（以下「工事」という。）をしようとする者は、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

2 前項の申込みに当たり、管理者は必要と認めるときは、利害関係人の承諾書等の提出を求めることができる。

### (開発等の事前協議)

第6条 給水区域内において開発行為等を行うものは、その給水方法、費用負担、施設の維持管理等について、あらかじめ協議し、管理者の同意を得なければならない。

### (工事の費用負担)

第7条 工事に要する費用は、工事申込者の負担とする。ただし、管理者が特に必要があると認めるものについては、市においてその費用を負担することができる。

2 配水管が布設されていない地域で給水装置の申込みがあった場合、その配水管の布設に要する費用の負担については、管理者が別に定める。

### (工事の施行)

第8条 工事は、管理者又は法第16条の2第1項の指定を受けた者（法第25条の3の2第1項の指定の更新を受けた者を含む。以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。

2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事しゅん工後に管理者の工事検査を受けなければならない。

3 第1項の規定により管理者が工事を施行する場合には、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

4 指定給水装置工事事業者に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

### (令元条例24・一部改正)

### (給水管及び給水用具の指定)

第9条 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口からメーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

2 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口からメーターまでの工事に関する工法、工期、その他の工事上の条件を指示することができる。

3 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

### (工事費の算出方法)

第10条 管理者が施行する工事の費用は、次の合計額とする。

(1) 材料費

- (2) 運搬費
  - (3) 労力費
  - (4) 道路復旧費
  - (5) 間接経費
- 2 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

(帰属)

第11条 給水装置の所有権は、工事の費用を完納したとき、申込者に帰属する。

(給水装置の変更等の工事)

第12条 管理者は、配水管の移転その他特別の理由により、給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても、当該工事を施行することができる。

- 2 前項の場合において、その工事に要する費用は、原因者の負担とする。

(第三者の異議についての責任)

第13条 給水装置の設置又は管理に関し利害関係人その他の者から異議があるときは、給水装置申込者の責任とする。

### 第3章 給水

(給水の原則)

第14条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限し、又は停止することはない。

- 2 前項の給水を制限し、又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告するものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

- 3 第1項の規定による給水の制限又は停止のため損害を生ずることがあった場合は、管理者はその責めを負わない。

(給水契約の申込み)

第15条 水道を使用しようとする者は、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

(給水装置の所有者の代理人)

第16条 給水装置の所有者が市内に居住しないとき、又は管理者において必要があると認めるときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため市内に居住する代理人を置き、管理者に届け出なければならない。

(管理人の選定)

第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため管理人を選定し、管理者に届け出なければならない。

- (1) 給水装置を共有する者
  - (2) 給水装置を共用する者
  - (3) その他管理者が必要と認める者
- 2 管理者は、前項の管理人を不相当と認めるときは、変更させることができる。
- (権利義務の承継)

第18条 給水装置の所有権を承継した者は、この条例に定める所有者の権利義務を承継したものとする。

(家族等の行為に関する責任)

第19条 所有者又は給水装置の使用人は、その家族、同居人、使用人等の行為についても、この条例に定める責めを負わなければならない。

(計量及びメーター)

第20条 給水量は、メーターにより計量する。ただし、管理者がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 メーターは給水装置に設置し、その位置は、管理者が定める。

(メーターの貸与及び保管)

第21条 メーターは、管理者が設置し、水道の利用者又は管理人若しくは給水装置の所有者(以下「水道利用者等」という。)に保管させる。

2 水道利用者等は、善良な管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。

3 水道利用者等が前項の管理義務を怠ったためにメーターを亡失し、又は損傷した場合は、その損害額を弁償しなければならない。

4 管理者は、メーターの位置が工作物その他により不適当となったときは、これを変更させることができる。

5 前項の工事に要する費用は、水道利用者等が負担しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

(届出)

第22条 水道利用者等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ管理者に届け出なければならない。

(1) 水道の使用を開始し、休止し、又は廃止するとき。

(2) 水道の用途を変更するとき。

(3) 消防演習のため私設消火栓を使用するとき。

2 水道利用者等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに管理者に届け出なければならない。

(1) 水道の利用者の氏名又は住所に変更があったとき。

(2) 給水装置の所有者に変更があったとき。

(3) 消防用として水道を使用したとき。

(4) 管理人に変更があったとき、又はその住所に変更があったとき。

(5) 前水道利用者等の権利義務を承継したとき。

(私設消火栓の使用)

第23条 私設消火栓は、消防又は消防演習の場合のほか使用してはならない。

2 私設消火栓を消防演習に使用するとき、管理者の指定する職員の立会いを受けなければならない。

(水道利用者等の管理上の責任)

第24条 水道利用者等は善良な管理者の注意をもって、水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、異状があるときは、直ちに管理者に届け出なければならない。

2 前項において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道利用者等の負

担とする。ただし、管理者が必要と認めるときは、これを徴収しないことができる。

3 第1項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

(給水装置及び水質の検査)

第25条 管理者は、給水装置又は供給する水の水質について、水道使用者等から請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知するものとする。

2 前項の検査をした場合において、特別の費用を要したときは、その実費額を請求者から徴収するものとする。

#### 第4章 料金及び手数料

(料金の支払義務)

第26条 水道料金(以下「料金」という。)は、水道の使用者から徴収する。

2 共用給水装置によって水道を使用する者は、料金の納入について連帯責任を負うものとする。

(料金)

第27条 使用者は、1月の使用水量に応じ、別表第1に定める区分及び口径に従い、基本料金及び従量加算料金により算出した合計額に100分の110を乗じて得た額の料金を納付しなければならない。この場合において、その額に5円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数が生じたときは、これを5円とする。

(平20条例49・平26条例18・平31条例26・一部改正)

(料金の算定)

第28条 料金は、定例日(料金算定の基準日として、あらかじめ管理者が定めた日をいう。)にメーターの検針を行い、その日の属する月の翌月分として算定する。ただし、やむを得ない理由があるときは、管理者は、定例日以外の日に検針を行うことができる。

(使用水量及び用途の認定)

第29条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用水量及びその用途を認定するものとする。

- (1) メーターに異状があったとき。
- (2) 共用給水装置により、水道を使用するとき。
- (3) その他使用水量が不明のとき。

(特別な場合における料金の算定)

第30条 一の定例日から次の定例日の前日までの間(以下「定例日間」という。)において、水道の使用を開始し、又は使用を中止したときの料金は、次のとおりとする。

- (1) 使用日数が15日以内で、使用水量が基本水量の2分の1以下のとき 別表第1に定める基本料金の2分の1の額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、5円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数が生じたときは、これを5円とする。
- (2) 使用日数が16日以上るとき、又は使用水量が基本水量の2分の1を超えるとき 第27条の規定により1月として算定した額

2 一時的に水道を使用する場合において、使用日数が15日以内で、かつ、使用水量が

2 立方メートル以下のときの料金は、前項第 1 号の規定にかかわらず、使用水量 1 立方メートルにつき 1 5 5 円として算出した額に 1 0 0 分の 1 1 0 を乗じて得た額とする。この場合において、5 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、5 円以上 1 0 円未満の端数が生じたときは、これを 5 円とする。

3 定例日間に用途の変更があった場合は、その使用日数の多い料率を適用する。

(平 2 6 条例 1 8 ・ 平 3 1 条例 2 6 ・ 一部改正)

(一時使用料金の前納)

第 3 1 条 工事その他の理由により、一時的に水道を使用する者は、水道の使用の申込みの際、管理者が定める概算料金を前納しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の概算料金は、水道の使用が終わったとき清算する。

(料金の徴収方法)

第 3 2 条 料金は、口座振替、納入通知書又は集金の方法により毎月徴収する。

(加入金)

第 3 3 条 給水装置の新設工事又は増径工事の申込みを行う者は、申込時に別表第 2 に定める額に 1 0 0 分の 1 1 0 を乗じて得た額の加入金を納付しなければならない。

2 前項による給水装置の増径工事の場合は、新旧メーターの口径に係る加入金の差額とする。

3 既納した加入金は還付しない。ただし、工事を中止し、又は変更した場合においては、その全部又は一部を還付することができる。

(平 2 6 条例 1 8 ・ 平 3 1 条例 2 6 ・ 一部改正)

(手数料)

第 3 4 条 手数料は、次の区分により申込者から申込みの際これを徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、申込後徴収することができる。

(1) 設計審査手数料 1 件につき 5 0 0 円

(2) 材料及びしゅん工検査手数料

ア メーター口径が 2 0 ミリメートル以下のとき 1 件につき 5 0 0 円

イ メーター口径が 2 5 ミリメートル以上 5 0 ミリメートル以下のとき 1 件につき 1, 0 0 0 円

ウ メーター口径が 7 5 ミリメートル以上のとき 1 件につき 2, 0 0 0 円

(3) 法第 1 6 条の 2 第 1 項の指定の手数料 1 件につき 1 0, 0 0 0 円

(4) 法第 2 5 条の 3 の 2 第 1 項の指定の更新手数料 1 件につき 1 0, 0 0 0 円

(平 2 0 条例 4 9 ・ 令元条例 2 4 ・ 一部改正)

(料金、手数料等の減免)

第 3 5 条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例により納付しなければならない料金、手数料その他の費用を減額し、若しくは免除し、又は徴収を猶予することができる。

第 5 章 管理

(給水装置の検査等)

第 3 6 条 管理者は、管理上必要があると認めるときは、給水装置を検査し、水道使用者

等に対し適当な措置をさせ、又は自らこれを行うことができる。

2 前項の措置に要する費用は、水道使用者等の負担とする。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第37条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令(昭和32年政令第336号)第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約を拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(令元条例24・一部改正)

(給水の停止)

第38条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

(1) 水道使用者等が、第10条の工事費、第24条第2項の修繕費、第27条の料金、第33条の加入金及び第34条の手数料を指定期限内に納入しないとき。

(2) 水道使用者等が正当な理由がなくて第28条のメーターの検針又は第36条の検査を拒み、又は妨げたとき。

(3) 給水栓を汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を発してもなおこれを改めないとき。

(給水装置の切離し)

第39条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合で、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を切り離すことができる。

(1) 給水装置所有者が60日以上所在が不明で、かつ、給水装置の使用者がいないとき。

(2) 給水装置が使用中止の状態にあつて、将来使用の見込みがないと認められるとき。

## 第6章 貯水槽水道

(市の責務)

第40条 管理者は、貯水槽水道(法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。)の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

2 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(設置者の責務)

第41条 貯水槽水道のうち簡易専用水道(法第3条第7項に定める簡易専用水道をいう。次項において同じ。)の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

#### 第7章 補則

(委任)

第42条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

#### 第8章 罰則

(過料)

第43条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第5条の承認を受けないで、工事をした者
  - (2) 正当な理由がなくて、第21条第1項のメーターの設置、第28条のメーターの検針、第36条の検査及び第38条の給水の停止を拒み、又は妨げた者
  - (3) 第24条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠った者
- 2 詐欺その他不正の行為により、第27条及び第30条の料金、第33条の加入金又は第34条の手数料の徴収を免れた者は、その免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。
- 3 前項に定めるもののほか、料金、加入金又は手数料に関する手続に違反した者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年1月15日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の山鹿市水道事業給水条例（平成9年山鹿市条例第42号。以下「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。  
(簡易水道事業の統合に伴う経過措置)
- 4 山鹿市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する等の条例（令和元年山鹿市条例第23号。以下この項から附則第6項までにおいて「水道事業統合条例」という。）の施行前に水道事業統合条例第4条の規定による廃止前の山鹿市簡易水道事業給水条例（平成17年山鹿市条例第205号。以下この項から附則第6項までにおいて「旧簡易水道条例」という。）の規定により市長がした承認、指定その他の処分又は通知その他の行為（旧簡易水道条例附則第2項の規定により市長がした処分その他の行為とみなされる行為を含む。）は、水道事業統合条例の施行後は、この条例の相当規定に基づいて、管理者がした承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。  
(令元条例23・追加)
- 5 水道事業統合条例の施行の際現に旧簡易水道条例の規定により市長に対してされている申請、届出その他の行為は、水道事業統合条例の施行後は、この条例の相当規定に基



づいて、管理者に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

(令元条例23・追加)

- 6 旧簡易水道条例第2条に規定する給水区域において水道事業統合条例の施行の日（以下この項において「切替日」という。）前までに旧簡易水道条例の規定の適用を受けていた水道の使用で切替日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定するものに係る料金については、当該水道の使用を切替日前において切替日に最も近い簡易水道の使用に係る料金の支払を受ける権利が確定した日から継続して供給している水道の使用とみなしてこの条例の規定を適用する。

(令元条例23・追加)

附 則（平成20年12月17日条例第49号）

この条例は、平成21年2月1日から施行し、改正後の別表第1の規定は、平成21年4月分として徴収する料金から適用する。

附 則（平成23年3月18日条例第6号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月24日条例第18号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の前日から継続して供給している水道の使用で、同日から平成26年4月30日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するものに係る料金については、改正後の第27条及び第30条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月18日条例第26号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の前日から継続して供給している水道の使用で、同日から平成31年10月31日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するものに係る料金については、改正後の第27条及び第30条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和元年12月25日条例第23号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和元年12月25日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第27条、第30条関係）

(平20条例49・一部改正)

区分	基本料金		従量加算料金
	口径別	料金	
		10立方メートル（基	

	ミリメートル	本水量) 以下	円
専用給水装置	13		780
	20		1,040
共用給水装置	25		1,300
	40		1,820
	50		2,320
	75		2,580
	100		2,920

10立方メートルを超える1立方メートルにつき150円加算

別表第2 (第33条関係)

メーター口径 ミリメートル	加入金 円
13	30,000
20	40,000
25	60,000
40	220,000
50	400,000
75	1,080,000
100	2,140,000